

第46回県政世論調査等委託業務に関する一般競争入札公告

第46回県政世論調査等委託業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年2月24日

岐阜県知事 古田 肇

1 入札に付する事項

- (1) 入札案件の名称及び数量
第46回県政世論調査等委託業務 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和5年12月28日（木）まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日（令和5年3月28日）から起算して過去3年以内に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（以下「要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 過去において、国・都道府県・市区町村で同種（調査対象者の抽出方法・クロス集計を含めた報告書の作成）及び同規模（調査対象者3,000人以上）の調査業務の契約実績（完了済のもの）があること。
なお、同種及び同規模の要件を満たす場合とは、別個の調査業務においていずれか一方の要件を満たし、それらを合わせることで同種及び同規模の要件を満たす場合も含むものとする。
- (7) 県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県広報課 管理広聴係

電話 058-272-1118 F A X 058-278-2506

電子メール c11103@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年2月24日（金）から令和5年3月3日（金）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、下記提出期限までに、別に定める競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を3の(1)へ持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和5年3月10日（金）午後4時（必着）

提出期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和5年3月17日（金）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年3月28日（火）午後3時00分

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、令和5年3月27日（月）午後5時までに3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県庁 3階 会議室302

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等

ア 入札方法

入札は、入札書により入札者本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

また、一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することができない。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）

第114条に該当するときは、免除する。

(8) 落札者の決定方法

ア 規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た金額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき入札書記載金額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(9) 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

イ 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他の代理を兼ねたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

エ 入札書に記名押印がないとき。

オ 入札書の記載事項の確認ができないとき。

カ その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(10) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。本入札は、令和5年第1回岐阜県議会定例会において、新年度予算の議決が得られなかった場合には、入札の執行をとりやめることがある。この中止による損害は、入札者の負担とする。

(11) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

詳細は、入札説明書による。